手話教室のご案内

今年度、最後の手話教室です。



日時（にちじ）：１１月（がつ）１２日（にち）（木）　時間（じかん）　time

１１月（がつ）２６日（にち）（木）14:00～15:00

場所（ばしょ）：倉吉市人権文化センター（くらよしじんけんぶんか）

日本語学習会のご案内

Would you like to learn Japanese with us?
Please feel free to come !



日時（にちじ）：１１月（がつ）１１日（にち）（水）　時間（じかん）　time

・14:00～15:00

１１月（がつ）２５日（にち）（水）

・19:30～21:00

場所（ばしょ）：倉吉市人権文化センター（くらよしじんけんぶんか）

内容（ないよう）：日常生活に必要（にちじょうせいかつ　ひつよう）な日本語（にほんご）を学（まな）ぶ

くらよし国際交流フェスティバル 2026

日時　１１月８日（日）１１：００～１４：００

（食べ物の販売は１２：００から）



会場　伯耆しあわせの郷

内容　　ステージイベント、食べ物ブース、
　　活動紹介、文化体験ブースなど

お問合せ　公益財団法人 鳥取県国際交流財団
　　☎ ０８５８－２３－５９３１



◎**差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！**

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課　☎（0858）22-8130

倉吉市人権文化センター　☎（0858）22-4768

きずな

倉吉市人権文化センターだより

２０２６年１１月１日　発行 No.191 号

発行所：倉吉市人権文化センター
住　所：倉吉市鍛冶町１丁目２９７１－２
電　話/ＦＡＸ：０８５８－２２－４７６８
メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

11 月20日は『世界子どもの日』

World　children's Day



「世界子どもの日」は 1954 年、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定されました。

1959 年国連総会で「児童の権利宣言」が採択され、その 30 年後の同日に全ての子どもに人権を保障する初めての国際条約「子どもの権利条約」が採択されました。この条約が生まれたことにより、世界中で子どもの保護への取り組みが進み、これまでに多くの成果が生まれました。

子どもの権利条約とは

○生きる権利（生存の権利）

「生きること」そのものが守られなければなりません。ごはんをたべられること、病気になったらお医者さんにかかれること、安全な家で暮らせること、これらすべて「生きる権利」に含まれます。

○育つ権利（発達の権利）

「学校に通って勉強すること」「遊ぶこと」「文化や芸術にふれること」も大切な権利です。勉強や遊びは、将来の自分をつくる栄養のようなもの。だから世界中で「教育の機会を子どもに！」と呼びかけられています。

○守られる権利

子どもはまだ成長途中なので、大人の助けが必要です。虐待、差別、戦争、むりやりな労働などから守られることも条約で決められています。例えば日本では「18 歳未満の子どもは危険な仕事をさせていけない」と労働基準法で決められています。

○参加する権利

子どもも社会の一員。自分の意見を言い、大人に聞いてもらう権利があります。例えば、学校のルールを決める時に「子どもの声を聴く会議」を開いたり、家庭でも「どこにいきたい？」と意見を出しあったりすることです。

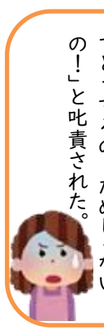


「働く」ことへの感謝から、共に生きる「人権」を考える

11月23日は**「勤労感謝の日」**です。国民の祝日に関する法律では「勤労をたっとび、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう日」と定められています。私たちが普段何気なく手に取る食品・製品や当たり前のように利用する交通機関やインフラサービス、これらはすべて、どこかで「誰かが働いている」ことによって成り立っています。1年の最後の祝日「勤労感謝の日」を機会に、社会の営みと、働くすべての人々の存在に想いを馳せ、「働くこと」と「人権」について、一緒に考えてみましょう。

職業に貴賤なし

古く江戸時代から存在する「職業に貴賤なし」ということわざは、士農工商という身分制度に関係なく、勤労は世の中に役立つ尊い行為であるという倫理観から生まれました。現代ではどの仕事も社会にとって大切で、平等に価値があるというメッセージとして使われていますが、現実にはいわゆる「職業差別」も、仕事自体や業界に優劣をつける根強い意識として残っているのです。



息子がパチンコ店で働いていることを近所の人に話したら、「**そんなところ**で働かせてどうするの！だめじゃないの！」と叱責された。



学生時代からアルバイトしていた居酒屋の仕事や仲間が好きで、卒業して正社員になる話もあったが、親から「**そんな仕事**じゃなくて**もっとちゃんとした仕事**に就きなさい」と反対され、公的機関に就職した。

この2つの例はいずれも実体験で当事者から聞いた事例です。特定の仕事・業種を「そんなところ」「そんな仕事」と断言する行為は明らかな職業差別であり、そこで働く人の尊厳を傷つけるものです。

「感謝」のその先へ

「勤労をたっとび、互いに感謝しあう」ということは、単に商品やサービス・労働力に「ありがとう」と言うだけではありません。働いている一人ひとりの労働条件や心身の健康、人間としての尊厳を尊重しあう姿勢が不可欠です。

昨今は過酷な労働環境や、店員に対するカスタマーハラスメントがニュースなどでも取り上げられており、ワークライフバランスなど働き方の多様性の推進も大きなテーマとなっています。

私たちの暮らしは、沢山の人たちの労働で支えられています。誰かの労働によって自分の生活が支えられていると実感したとき、私たちは「その人が不当に傷つけられたり、尊厳を脅かされてはならない」と感じるはずです。

労働を通じて社会に貢献することは、どんな人でもどんな職業でも同じく、尊く価値があるものです。日々の生活の中で、働く人への感謝と同時に相手の人権を尊重できているかを一度考えてみましょう。



「安全で尊厳が守られた環境で働く権利」は、人間として生まれながらに持っている基本的な権利そのものです。

今年の勤労感謝の日は、いつも頑張っている自分や家族への感謝はもちろん、身近なサービスや商品を提供してくれる人々への感謝も忘れないでください。そして「ありがとう」とともに、すべての働く人が、自分らしく、安全に、誇りを持って働ける社会や地域になっているか、そして自分自身も他者の人権を尊重できているのかを、少し立ち止まって考えてみませんか？

互いの労働の背後にある一人ひとりの 「人間」 を尊重しあうこと。
それこそが 感謝から始まる人権意識の第一歩です。



ちょこっと人権



～思いやりってなんだろう～

「思いやり」は、相手の心を想像すること

私たちは、同じ場所で暮らしていても、好きなもの、得意なこと、考え方、感じ方は一人ひとり違います。

「私はこう思う」「私はこれが好き」

そんな自分の「当たり前」が、誰かにとっての「当たり前」とは限りません。

例えば、

「みんなと同じようにできない」
「みんなが好きなものを好きになれない」
「自分とは違う考え方をしている」

そんな場面に出会ったとき、私たちはつい「どうして？」と思ってしまうことがあります。

でも、そこで少し立ち止まって、

「そう感じる人もいるんだな」 「そういった考え方もあるんだな」と

相手を知ろうとすることが、「違いを認める」ということの第一歩なのかもしれません。

違いをなくして、みんな同じになる必要はありません。

違いがあることを知り、お互いの違いを大切にする。

それが、一人ひとりが自分らしく過ごせる社会につながっています。

考えてみよう



最近、生活の中で

「思いやり」にであいましたか？

その時のあなたの心はぽかぽかしましたか？